明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・環境四）　一

○測量法施行規則の一部を改正する省令（国土交通七一）　一

〔告　示〕

○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府一〇五～一〇九）　二

○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同一一〇～一一三）　二

○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同一一四、一一五）　三

○皇族たる皇室会議の議員及びその予備議員の互選において当選した件（宮内庁八）　三

○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁九一）　六

○日本国に帰化を許可する件（法務二三七）　六

○道路に関する件（関東地方整備局一九一、一九二）　七

○道路に関する件（九州地方整備局一三〇、一三一）　七

○最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官たる皇室会議の議員及び最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員が互選の結果決定した件（最高裁四）　八

〔国会事項〕

官庁事項　八

〔叙位・叙勲〕

加藤鮎子（本名　角田鮎子）国務大臣（内閣府特命担当大臣）及び自見はなこ（本名　橋本英子）国務大臣（内閣府特命担当大臣）の名前の件（内閣官房）　八

〔官庁報告〕

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　八

沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）

産　業

日本産業規格（経済産業省）　九

〔資　料〕

令和五年七月中国際収支状況（速報）（財務省）　九

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九

会社その他　一〇

省令

○農林水産省・環境省令第四号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十五条第二項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十日

農林水産大臣　宮下　一郎
環境大臣　伊藤信太郎

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「及び福岡空港」を「、福岡空港及び鹿児島空港」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十一号

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）を実施するため、測量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

測量法施行規則の一部を改正する省令

測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（書類の提出） **第十六条**　法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者、法第五十五条の七第一項の規定により変更登録の申請をしようとする者又は法第五十五条の八第一項若しくは第二項の規定により書類を提出しようとする者は、関係書類の正本一通及び営業所のある都道府県の数と同一の部数のその写しを、法第五十五条の九第一項又は第二項の規定により届出をしようとする者は、届出書一通を提出しなければならない。	（書類の提出） **第十六条**　法第五十五条第一項の規定により登録を受けようとする者、同条第三項の規定により更新の登録を受けようとする者、法第五十五条の七第一項の規定により変更登録の申請をしようとする者又は法第五十五条の八第一項若しくは第二項の規定により書類を提出しようとする者は、関係書類正本一通及び営業所のある都道府県の数と同一の部数のその写しを、法第五十五条の九第一項又は第二項の規定により届出をしようとする者は、届出書一通を提出しなければならない。